栄村議会報

第220号

●発行／栄村議会　●責任者／上倉敏夫　●編集／議会報編集委員会

内容：○９月定例会について【令和７年度決算審査（討論）、議決案件及び請願審査、一般質問（７名）】
　　○全員協議会での協議内容について

令和７年度
一般会計・特別会計・公営企業会計 歳入歳出決算額

【一般会計】

区　分	令和７年度 決算額	前年度（R６）決算額	決算額の前年比較
歳　入	**39億2,589万円**	（36億8,159万円）	2億4,430万円
歳　出	**36億3,083万円**	（32億3,060万円）	4億23万円

【特別会計、公営企業会計（歳出額のみ。歳入は省略。）】

会計名	令和７年度 決算額	前年度（R６）決算額	決算額の前年比較
国保（事業勘定）	2億1,273万円	（2億980万円）	293万円
国保（施設勘定）	1億1,057万円	（9,474万円）	1,583万円
秋山診療所	371万円	（366万円）	5万円
後期高齢者医療	3,461万円	（3,207万円）	254万円
介護保険	4億858万円	（4億710万円）	148万円
介護サービス	674万円	（760万円）	▲86万円
ケーブルテレビ	5,916万円	（5,158万円）	758万円
【７特別会計会計　計】	**8億3,610万円**	**（8億655万円）**	**2,955万円**
簡易水道事業	9,369万円	（8,168万円）	1,201万円
下水道事業	7,306万円	（7,953万円）	▲647万円

※単位を万円以上で切り上げのため、円単位の表記とは異なる場合があります。

令和七年度決算審査は、議員全員で構成される決算特別委員会（委員長：福原一男議員）にて、二日間にわたり行われました。

村長をはじめとする執行部からの説明、また代表監査委員からの監査報告をもとに、予算執行の効果や、具体的な支払い額の妥当性・適法性について慎重に審査しました。

最終日には賛成・反対の討論を行ったのち、決算認定に係る採決が行われ、令和七年度決算は議会として「適正である」と認定されました。



九月議会定例会に提出された議案は、条例の改正や、一般会計補正予算など、計八件です。

審査を経て、本会議において採決が行われました。

審議の結果、提出された議案はすべて原案のとおり可決、または同意・承認されました。

この他、村内の団体より請願提出が一件ありました。

各議案の概略および議決結果につきましては、次の表をご覧ください。

また、議案の他、議決案件ではありませんが、三件の行政報告がありました。

報告案件

①栄村教育委員会活動点検、評価に関する報告

②地方公共団体の財政の健全化に関する健全化判断比率等の報告

③出資法人の経営状況について（㈲栄村物産センター）

令和８年　９月定例会議決結果等一覧

議　案　名		議決結果
栄村一般会計補正予算（第２号）		原案可決
内 容	物価高騰に伴う村民生活支援（水道基本料減免）、公共施設雪下ろしの安全対策、農地の渇水対策、災害復旧費の追加、人事異動に伴う人件費予算科目変更など	
栄村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）		原案可決
内 容	国民健康保険税システム改修事業事業費確定による概算で交付された交付金について国庫へ返納	
栄村介護保険特別会計補正予算（第２号）		原案可決
内 容	北信広域連合介護認定共同運営システム整備分担金、令和７年度介護保険給付費の精算による社会保険診療報酬支払基金への返納	
栄村下水道事業会計補正予算（第１号）		原案可決
内 容	農業集落排水処理施設改修工事について、補助金の内示に伴い財源内訳を変更（予算増減なし）	
栄村公告式条例の一部を改正する条例の制定について		原案可決
内 容	デジタル技術の普及により、インターネットによる公告を原則とする改正	
栄村役場庁舎空調設備更新工事請負契約の締結について		原案可決
内 容	役場庁舎の空調設備の更新工事請負先決定 契約先：㈱拓越	
財産の無償貸付について		原案可決
内 容	雄川閣事業実施のために必要な土地について無償土地使用貸借契約（５年）を締結 契約先：一般社団法人 人力チャレンジ応援部	
栄村固定資産評価審査委員会委員の選任について		同　意
内 容	中林誠一郎氏の選任同意	

請 願	**原発事故対策として「安定ヨウ素剤」の備蓄措置を講ずることを求める請願書** 提出者：栄村「安定ヨウ素剤」を知ろうの会（紹介　島田 篤議員） 内　容：原発事故対策として子供を含めた若年層の健康を守るため、ヨウ素剤備蓄と処方方法について栄村へ対策を求めるもの	採　択

令和七年度 決算認定について討論

反対します



島田 篤 議員

決算の認定にあたり、議会最終日に反対者、賛成者それぞれの立場で討論が行われました。

私は令和七年度栄村一般会計決算認定について、反対の立場から総括討論を行います。

令和七年度の一般会計決算は、歳入約三十九億二千五百八十九万円、歳出約三十六億三千八十三万円となり、形式的には約二億八千万円の黒字です。実質収支も黒字であり、実質公債費比率も六・三％と、財政指標だけを見れば直ちに危機的な状況にあるとは言えません。しかし、今回の決算について、単に黒字であったか、財政指標が健全であったかということだけで評価するべきではないと考えます。人口減少と高齢化が進む本村において、限られた財源を何に優先して使うのか。将来への備えと現在の村民の暮らしを支える財政運営をどう両立させるのか。この視点から見ると、本決算には大きな課題が残されています。

まず、さかえクラブスキー場についてです。令和七年度の営業収入が約四千七十二万円であったのに対し、総費用は約一億八千五百二十五万円と四倍以上に及んでいます。その財源として、過疎債八千百十万円に加え、村の一般財源から約六千三百四十四万円が投入されました。一万五千五百四十一人という利用実績は関係者の努力の賜物であり、村民の交流の場や雪遊びの場、地域の観光や雇用の面で一定の役割を果たしていることは理解しています。しかし、多くの人に利用されていることと、現在の形のまま事業を継続することが財政的に適切であるかは別の問題です。スキー場は開設から三十年を迎えました。赤字を覚悟してスタートした当時の政策判断を否定するものではありませんが、三十年前と現在では村を取り巻く状況が大きく異なります。当時の判断をこれからの十年間へそのまま引き継ぐのではなく、今改めて事業を検証する必要があります。

特に問題なのは今後の計画です。令和六年度からの十年間で、老朽化したリフトなどの設備を毎年一基ずつ更新する計画に基づき、改修が進められています。これにより、令和六年度から八年度にかけて毎年平均して約八千万円が一般会計から繰り入れられ、十年間トータルでは一般会計から約十億九千万円を繰り入れ、約七億円を起債する計画となっています。

設備更新そのものが悪いのではありません。しかし、その前に、今後もこのスキー場を現在と同じ形で運営していくことが本当に最善なのか、事業の検証が必要です。事業の必要性を検証する前に多額の公費を投入し続ければ、現在の経営形態がさらに固定化されてしまいます。三十周年という節目を迎えた今こそ、これまでを振り返り、現在の規模で継続するのか、縮小するのか、あるいは民間への経営移譲など別の方法を検討するのか、村民の知恵と意見を集めて方向性を議論すべきではないでしょうか。にぎわったから続けるというだけでは、今後十年間で約十億九千万円もの一般財源を投入する根拠として不十分であり、政策目的がどの程度達成されるのか、具体的な費用対効果の検証が不可欠です。次に、村の基金について申し上げます。現在、本村は各種基金を合わせて約三十億円を保有しています。災害など不測の事態に備え、一定の基金を確保しておくことは当然必要です。しかし問題は、本村にとって一体どれだけの基金が必要なのかという点です。

財政には、将来に備えるための財源と、今を生きる村民のために使う財源とのバランスが求められます。現在の本村には、高齢者福祉、国保や介護への支援、雪害対策、住宅対策、子育て、地域産業への支援など、村民の暮らしに直結する課題が数多くあります。基金を持っているから安心という考え方にとどまらず、どこまで保有するのが適正規模なのか明確な根拠を示し、それを超える財源につ

いては、現在の村民の暮らしのために活用できないかという視点が必要です。今回の決算を見て強く感じるのは、財政状態が悪いということではありません。一定の基金を持ち、財政指標がコントロールされている点は評価できます。しかし、財政に余力がある今だからこそ、何を優先するのかを考えなければなりません。スキー場へ多額の一般財源と起債を投入する計画がある一方で、人口減少や高齢化が進み、村民の暮らしを支える課題は増大しています。これまでと同じ政策を同じ考え方で続けていくことが適切なのか、今こそ問い直す時です。行政にとって最も大切なのは、限られた財源を、今を生きる村民の暮らしを守り、将来の栄村をつくるために最も効果的に使うことです。三十年前に始めた事業の意味を問い直し、災害への備えとして積み上げた基金の必要額を検証する。そうした選択と集中、政策の見直しが必要ですが、令和七年度決算からはそうした財政運営の転換を十分に見ることができません。

以上の理由から、私は令和七年度決算の認定に反対します。議員各位の賢明なるご判断を期待して、総括討論といたします。

賛成です



保坂眞一 議員

令和七年度一般会計決算に対しての賛成の立場で討論いたします。

歳入総額三十九億二千五百八十九万円、歳出総額三十六億三千八十三万円の決算となり、令和七年度に計画した村民の暮らしを守る基本施策を執行するとともに、小中統合義務教育学校整備事業および村内橋りょう修繕工事等の大型事業を実施しながら、実質収支二億八千万円の黒字を実現し、一億四千万円を超える財政調整基金および翌年度への繰越金となった。また、一般会計基金総額は三十億円を超え、財政の健全化を定着させた決算となり、高く評価いたします。決算特別委員会の全体質疑において、村長は健全財政を旨として、国の動向を注視しながら進めてきました。今後、気候変動や大規模地震が起きた場合、多額の予算が必要、また村内公共施設の維持管理にも多額の経費を要することから、財政調整基金は二十億円、基金全体では三十億円確保が必要だと述べられ、行政経費の削減と職員の協力で今後も安定した財政運営を進めるとしています。決算審査においては、説明員として担当課長、係長に同席いただき、具体的成果と課題について審査を行いました。その中で特に言及したい事項について簡潔に触れておきたいと思います。三款民生費雪害対策費において、豪雪地栄村にとって大きな課題である雪害対策事業の道ふみ支援について、隣近所で支え合う支援の確保が高齢化等により困難の中、村内団体である白鳥農業改善組合、泉平スノーロータリークラブによる委託事業が実施され、今後、個人から地域団体で対応する体系への必要性が示されました。六款農林水産業費において、畑作振興策として実施している農作物生産振興補助金については、振興作物の種苗の購入について支援しておりますが、単年度栽培作物と多年生栽培作物があることから、その取り扱いについて今後検討をいただき、一層の畑作振興を進めていただきたい。七款商工費においては、グリーンシーズンにおけるスキー場の活用としてキャンプ場営業を実施していますが、キャンプ場営業収入が対前年比百七十八％と大きく伸びています。大自然の中でのキャンプの良さが見直されている中で、今後あらゆる観光宣伝媒体を活用し、冬季のスキー場運営につながるよう進めていただきたい。以上、主な事項について申しげました。本村は自主財源に乏しく、厳しい財政現況の中にあって、村民の暮らしを守る施策の実施にあたり、理事者、職員が一体となり、自主財源をはじめ依存財源の確保に最大限の努力をされ、国県補助金や過疎債をはじめとする起債等を的確に確保され、一方、歳出におかれましては、管理経費の節減に努め、財政運営の効率化・健全化に細心の注意を払った決算であります。今後においても、大型事業の実施に伴い公債費の累積が予想されます。また、公共施設の老朽化による新たな財政措置を要することから、長期的展望に立った財政運営を確立し、細心の注意と一層の努力を重ねるよう要望いたします。以上述べたことから、私は令和七年度一般会計決算に賛成し、議員の皆さんに共に賛同いただくことをお願いし、私の賛成討論といたします。



魚田清美議員

審議会の委員選任方法等の透明性確保は

村長　規則により基準が決まり専門性や地区バランスを考慮

村の審議会等委員の選任、運営の透明性確保及び住民参加について

質問　人口減少と高齢化の中、審議会や委員会は住民参加と専門的知見を反映させる役割がある。しかし、委員の高齢化や固定化、選出の分かりにくさ、会議内容の公開不足を感じる。村が設置する委員会の成果をどう評価しているか。

村長　各種委員会は施設運営や計画立案、料金改定など村の意思決定に重要な役割を担い、各々の目的や任務に沿って成果を上げていると評価している。

質問　委員のなり手不足が懸念される。現在約一八〇人の委員のうち、女性は二十八・三%、三十代から五十代の若い世代は十七・二%であり、委員の重複傾向もみられる。委員の選出はどのように行われ、公募はどの程度か。若年層や女性の参加状況の評価は。

村長　規則等で選出基準が決まっており、他役職からの充て職がほとんどだ。専門性や地域バランスを考慮しているが、公募委員は現状おらず、応募がないのが実態だ。若年層や女性の参加は、村の人口構成からみればそれほど低くないと思う。

質問　公共施設検討委員会（任期二年・委員十名以内）は、全員が再任され新規委員がいない。公共施設の老朽化対策や維持管理費削減、空き校舎の活用などは課題が多く、住民の関心も高い。幅広い年齢層や女性の登用は政策への関心につながる。また有識者の知見や外部視点を入れることで、決定の透明化や公平性を担保できる。多角的な議論のため、有識者を招いたウェブ会議の活用も必要ではないか。

村長　過去に大学教授に委員を依頼したが多忙で会議にならず、今は近隣市町村の協力を得て専門的な助言をいただいている。再任については、年一、二回の開催にとどまる組織もあり、任期をつなげることで経過がわかる面もある。充て職が適正かという課題もあるが、有識者や専門家は必要があれば登用したい。

質問　SNSやLINEなどのデジタルツールを活用し、若い世代や村内外からの意見を政策に活かす仕組みづくりに取り組む考えは。

村長　村内外からの意見は貴重な財産だ。デジタルツールは時間や場所に関係なく意見を届ける有効な手段である。これからさらに工夫し、多様な角度から皆さんの声が聞こえるような仕組みを作っていきたい。



保坂眞一議員

意欲ある高校生の冬の通学支援を

村長　冬の交通事情は雪国の宿命であるが運休対応は様々な観点で検討

冬期間における高校生の通学対策について

質問　栄村から高校へ通う生徒は主に飯山線を利用している。昨年二月、大雪の影響で、十五日間運休、保護者が学校まで送迎しているケースがある。飯山線の運休は雪による災害であり、保護者への支援ができないか。

村長　村では、子育て支援の一環として高校生の通学補助金を交付し保護者の経済的負担軽減を図っている。冬の交通事情は、雪国の宿命でもある。運休時の対応については、様々な観点から、検討していかなければならないと考えている。

新たな水田政策の見直しについて

質問　①国の令和九年度以降の水田政策は、生産性の向上や需要に応じた支援に転換するとしていますが、栄村への影響をどう見るか。②中山間地域等直接支払交付金の見直しでは、対象農地の拡大や個別協定の活用より、村内全ての農地を対象にすべきではないか。③農業用資材等の高騰や米価の変動の中、村独自の米農家支援事業の今後の取り組み方針について伺う。④小集落の農業施設維持共同作業支援金について、支援額や支援方法を見直しながら続けるべきと思うが。

村長　国が目指す生産性の向上等の政策をそのまま村に当てはめれば営農継続が困難となり、耕作放棄地の増加等を招く恐れがある。地域の実情に配慮した柔軟な制度設計を国に要請したい。中山間地域等直接支払交付金は、本村にとって、極めて重要であり、国の見直し案において、傾斜が無くても市町村が共同活動の継続に必要と認めれば支援対象に転換できる方向性が示されたこと、又、個別協定を推進する方向性が出された。この見直しを良い機会と捉え、現在利用していない集落に対しても個別協定の活用なども含めて、積極的な活用周知を図って行きたい。

　農業施設維持共同作業支援金は、継続しながら、集落を超えた作業連携や機械化など新たな仕組みづくりについても研究したい。



福原一男議員

観光施設の持続可能な運営と経営改善の方向は

村長　民間事業者と連携した取り組みを目指す

スキー場と観光施設の今後の運営方法について

①スキー場の今後の経営方針は？

質問 村長は、維持・継続を基本方針にしていると理解している。栄村索道事業経営戦略によると令和十五年度までの収入見込みは、ほぼ横ばいで一般財源の繰り入れに依存する計画となっているが、今後の運営経費や設備投資を含め、将来的にどのような経営形態・運営方法を目指しているのか。

村長 過疎対策・冬場の雇用・若者定住対策として設置され、施設が現在に至っている。もしスキー場の設置がなければ、今よりももっと過疎が進んだ村となっていたとも思っている。開設から三十年が経過し、リフト原動機等の更新を進めているが、誰が運営するにしても、まずは安全な施設として、大規模なリニューアルを完成させた上で、運営形態等の検討も必要だと思っている。社会の変化、村民の意思を考えながら、地域の企業、関係観光施設等と連携して、複合的な取り組みを目指していく方向を模索していきたい。

②スキー場将来ビジョン策定と村民の意見集約

質問 施設は単なる「存続・廃止」の議論でなく、産業振興・地域経済の活性化・交流関係人口の拡大につながる施設として、今後、新たな役割や価値を村民と共に考える必要がある。将来ビジョンを示し、村民の意見やアイディアを集約してはどうか。

村長 各施設の役割や個性を発揮させ、施設間の連携を深める必要がある。栄村個別施設計画による点検を行う。また将来のビジョンについては、第七次総合振興計画の策定を進めている中で策定審議会の議論を通して、これからの栄村の可能性を考える機会としたい。



眺望が素晴しいスキー場

③民間事業者の参入可能性の調査

質問 将来ビジョンや村民の意見集約をした上で、民間事業者から施設の活用方法・事業性・参入可能性などの意見や提案を聞く、サウンディング型調査を実施する考えは。

村長 民間事業者のノウハウ、パワー、スピードは、今後の事業の展開に極めて重要。事業者からアイディアを募集し、市場調査を行うなど、様々な角度から意向を探ることは必要と考えており、行政と民間事業者が率直に意見交換する機会を作っていければと思う。

④スキー場及び観光施設の一体的な運営

質問 現状の売上規模で考えた場合にスキー場・道の駅・トマトの国・北野天満温泉が個別の事業体による運営ではなく、一体的な運営に転換した方が通年型観光の充実が円滑に行える。産業振興や交流関係人口の増加は必要であり、村有観光施設が一体感をもって牽引できる方向性を模索すべきでないか。

村長 以前の栄村振興公社が各施設を運営して、公益部分も含めて行っていた方式が栄村にとって望ましい姿ではなかったかと思っている。一体的な経営が可能ならば望ましいところだが難しい一面もある。行政と民間事業者が連携し、栄村観光を牽引する柱を構築することは、これから目指す方向としては重要だと思う。

⑤新たな官民連携手法による運営

質問 多くの村有観光施設は「指定管理者制度」での運営だが、今後は「公益性と収益性」の両立を図る官民連携が必要。民間事業者の資金調達の円滑化や事業裁量拡大などのメリットがある公共施設等運営権方式（コンセッション方式）を検討すべきでないか。

村長 今の指定管理者制度のままでいいと思っているわけではない。民間事業者のアイディアや経営ノウハウを活用し、行政の財政負担を減らしながら、公共性の維持と福祉的なバランスが保てるか難しい面もあるが、官民が更に連携して村民の暮らし、福祉向上を目指すには一つの方法だと思う。本村で成立するのかを含め、研究していきたい。





島田　篤議員

BS放送遮断希望世帯数と停電時未放送の対応は

村　長

回答世帯の25％　173世帯であり携帯電話の活用拡大や人のつながりを重視

NHK BS放送電波遮断器設置による防災上の影響について

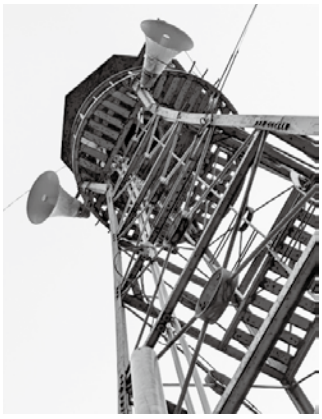
質問　告知放送は地域防災計画で重要な情報伝達手段としている。BS放送遮断機設置後は、緊急放送の受信ができなくなるとのこと。一部世帯でその機能が失われる由々しき事態だ。今後の対応方法は。

村長　今のところ、スマートフォン、SNS（LINE等）で告知するという形しかない。人づてに伝達する体制を整えて不安をきたさないようにする。

総務課長　停電時に告知放送を聞く代替措置はない。広報車で周知し戸別訪問で直接伝達する。スマートフォンやSNSの利用を進めたい。スマートフォンを持たない村民は多くないと思っている。

質問　25％の世帯は停電時に告知放送が入らないということが現実だ。スマホも屋外スピーカーも不十分であり告知放送の代わりにはならない。対策として二点検討を要請する。一点はNHKとの再交渉。契約を盾にBSを止めるなと要求しているわけで、これは人命に関わることなので、これを認めよと再交渉すること。二点目は行政防災無線の端末スピーカーを告知放送が聞こえない世帯に設置すること。令和十年四月実施だから、一人も漏らさず情報が伝わる体制を確立すべきと考える。

副村長　NHKと十年来交渉してきた。県内でBS電波を止めているのは栄村だけという状況になり是非協力をということになった。庁内で検討して今回の提案になった。行政防災無線のスピーカー設置は経済コストからも難しい。全村民への放送伝達のため解決に向けて努力し改善していく。



青倉火の見櫓の屋外スピーカー

選挙投票所の集約について

質問　投票所を減らす理由と今後のスケジュールは。投票所の集約について数を減らすことが、平等に付与された投票権の行使を低下させる懸念はないのか。

村長　投票所の再編については、村民の投票機会の保障を大前提として持続可能で最も効率的な仕組みを考えていきたい。

総務課長　有権者の減少と選挙従事者の確保、投票所の環境向上が目的である。投票所に多くの職員を配置しており、有事の際の危機管理が懸念される。冷房のない施設は選挙従事者の健康も心配される。今後は、九月定例選挙管理委員会で検討、各区からの意見集約、パブリックコメントを募り、慎重に進めていきたい。

質問　栄村は、各種選挙の投票率において県下で常にトップレベルである。知事選挙では第三位であった。村民の政治的関心の高さ、活発な自治活動、投票しやすい環境の成果と言えるのではないか。

総務課長　村民の政治や村政への高い関心と自治意識の高さの表れで、選挙管理委員会としても大変誇らしく敬意を表したい。

質問　投票所の集約は投票機会を狭めるとともに、政治参加意識を弱め、投票率の低下につながるのではないか。身近なところで投票できる場所の確保は投票権を保障する基本である。投票所を減らした場合、投票所までの移動距離や所要時間、アクセスなどの交通手段は適正と分析した結果なのか。

総務課長　一つの投票所で有権者が概ね二百人以上、移動時間で十分程度、投票所に冷暖房がありバリアフリーであること、駐車場があることなどを検討している。様々なご懸念や意見は承知しているので今後、アンケートや今までのデータをふまえ選挙管理委員会で十分論議して、段階的に集約することや移行の方法などを検討していきたい。





月岡利郎議員

四月からはじまるごみ処理方法の周知は

村　長

料金改定も含めて円滑に移行できるように周知

令和九年四月からのゴミの収集問題について

質問　自然環境や景観、衛生面等の観点からもごみ処理は必要不可欠な事業と思う。令和十一年から現在の津南衛生施設組合の焼却業務を十日町市の施設に移行する予定であり、その前段階として、令和九年四月から新たなごみの収集方法が実施される。ごみ袋の価格は現在の約二・六倍となり、かつ、現在のごみ袋では収集不可となる見込みとのこと。また、燃える粗大ごみは収集されず、自分で持ち込むか指定業者に依頼することと聞いている。村民の負担は増え、分別でも苦労することになると思われるが、処理方法に対する村民への周知方法や、行政としての認識をどう考えているか。

村長　豊かな自然環境や、村民の皆さんが安心して暮らせる衛生的な生活環境を将来にわたって守っていくことは、行政にとって大事な責務であると思っている。焼却施設の老朽化に伴う修繕費や、燃料費をはじめとする維持管理費の増加、さらには人口減少などにより、ごみ処理を取り巻く環境はかなり厳しくなってきていると認識している。令和十一年から予定されている十日町市へのごみ焼却委託に向けた施設整備や運搬など、今後対応すべき課題も多々ある。指定ごみ袋の価格改定や粗大ごみの処分方法の変更など、新たな負担や不便をお願いすることも出てくると認識している。制度の趣旨や具体的な変更内容について、皆さんの不安を少しでも和らげ、ごみの出し方等へ円滑に移行できるよう、村として努めていきたい。今後決定した内容については、できるだけ速やかに村民の皆さんにお知らせしていきたい。

民生課長　指定ごみ袋の価格改定については、現在、衛生施設組合において最終的な調整を行っている。新たにごみ処理手数料を袋の価格に含める仕組みへ見直すことが主な要因であり、住民の皆様には一定の負担をお願いすることになる予定。令和九年四月以降は、新しい指定ごみ袋に切り替えていただく方針。また、粗大ごみの収集については、ごみステーションでの収集は今年度末で終了し、四月からは直接焼却場に持ち込むか、指定の業者に依頼して処分していただくことになる。



齋藤眞吾議員

異常気象よる農業への支援策は

村　長

実効性のある補助制度・選定等を予算確保を目指し　前向きに検討する

農業用配水池の拡大や水利確保について

質問　**水稲を基幹とし、野菜栽培等も手がける当村の農業環境は、昨今の気候変動等により厳しさを増している。稲作農業を守り抜くためには、安定した水利確保が急務。配水池の拡大や頭首工（取水施設）の改良、水路の整備といった水利確保に向けた現場の対策や、耕作者・農業団体が取り組む自衛策やインフラ維持に対し、どのような支援策を考えているか。**

村長　近年の異常気象は、稲作や野菜栽培に対し甚大な影響を及ぼしかねない、憂慮すべき事態だと認識している。用取水施設の機能維持と安定した水利の確保は、農家の生業と美しい田園風景を守っていくために非常に重要だ。地域が抱える危機感に応えるため、被害予測や整備の必要性の洗い出しを行うことが大切だ。その上で、国や県等の関係機関と連携を図りながら、実効性のある補助制度の策定や活用、予算措置の確保を目指し、検討を進めていく。実効力のある支援を展開し、安心して作付けできる環境づくりに取り組む。

さかえ小中学校の防火・防災体制について

質問　**消防法により、学校の避難訓練は年二回以上の実施が義務付けられている。どのような方法で行うのか。脱出用救助袋については、夏場と積雪のある冬期間とでは使用条件が大きく異なると思うが対応方法は。併せて、学校内にある地域連携室を利用する村民への避難訓練について伺う。**

教育長　防災計画の策定や避難訓練を義務付けており、教頭が代表して防火管理者を務めている。今年度の避難訓練は四月、十月、一月の年三回を計画。火災だけでなく、地震や積雪時を想定した避難訓練を行うなど、当校は県内でも先進的かつ積極的な防災教育の取り組みを行っている。ご指摘の脱出用救助袋については、積雪時に安全に使えるかどうかを含め訓練の中で検証・検討している。冬期間は、基本的には階段またはベランダからの避難となる。

　地域連携室の利用者に対しては、専用のカードキー発行を検討。事前研修会に参加いただいた方に発行し、必ず避難経路の確認を行っていただく。すでに村民や保護者を交えた合同の避難訓練も実施しており、今後も教育委員会と学校が連携し、安全確保に努めていく。



桑原武幸議員

冬眠前の鳥獣被害対策は

村　長

緩衝体整備の実施、注意喚起し自衛を呼びかける

冬眠前の鳥獣被害対策と安全確保について

質問　昨年度、本村でもクマによる人的被害が発生し、捕獲数は三十五頭に上った。また、猿やイノシシによる農作物被害も発生している。本村の地域おこし協力隊員が猟友会員となり、クマの皮を小物に加工して販売している。捕獲された命を無駄にせず、地域の資源として有効活用する取り組みの検討もお願いしたい。野生鳥獣被害対策として、秋の冬眠前は餌を求め、人里への出没リスクが高まるため、今後の対策について三点伺う。

①昨年近隣六市町村と連名で行ったツキノワグマ対策の県への要望に対する回答と、今後の連携は。

②高齢化が進む猟友会ハンターの体制維持と、若い世代の新たな担い手確保に向けた支援策は。

③冬眠前に向けた被害予防策と、住民への情報提供はどのように強化するのか。情報発信はデジタルツールだけでなく、村内放送や広報紙などの従来手段も十分に活用し、高齢者にも確実に行き届くよう配慮を求める。

村長　①県への要望については、捕獲上限数の増加や財政的支援のほか、人身被害の恐れが非常に強い問題個体の「緊急捕獲権限」が市町村へ委譲された。また、アプリを活用した広域での情報連携体制や、ドローンによる高度な捜索支援も得ており、引き続き連携を深めていく。

②猟友会への支援については、出動報酬や活動経費の助成を実施中だ。新たな担い手確保に向けては、狩猟免許取得の費用補助制度の周知を図るとともに、ＩＣＴ機器の導入など若い世代が安全に参加しやすい環境づくりについて猟友会と協議を重ねていく。

③被害予防策として、集落周辺の緩衝帯整備や放置果樹の伐採、電気柵設置への支援、生ゴミの適切な管理を推進する。目撃情報が寄せられた際は、告知放送や公式ＬＩＮＥ等で速やかに注意喚起を行い、鈴やラジオの携行など自衛策の徹底を強く呼びかける。

四月からの議会全員協議会での協議内容について

四月十五日

●雄川閣に関する事項

雄川閣の土地利用（開発）を進めるにあたり、協定締結者である法人との土地契約や、契約に係る議会への協議方法について商工観光課と話し合いを行う。可能な限り議決案件として提案をいただくよう進めるとともに、村の資産として残し、土地の譲渡は行わず賃貸とするよう要請した。

●議会あり方研究の今後

昨年来より実施した、集落での議会懇談の今後について、引き続き未実施の集落への実施方法と協議の仕方について、今年度の予定を検討した。結論にはいたらず、再度常任委員会で課題ごとに協議することとした。

五月十二日

●指定ごみ袋の有料化

津南衛生施設組合より、来年四月から導入される指定ごみ袋への処理費用上乗せなどについて変更点の説明を受けた。主な内容は、

・指定ごみ袋の有料化（値上げ）
・ごみ分別の徹底
・粗大ごみの収集廃止

令和十一年より、津南町での焼却業務をやめ十日町市へ委託する。施設自体はごみ中間処理施設として存続し、粗大ごみ等も持ち込みに限り受け付ける、などの説明を受けた。

ごみ袋の原材料値上げは理解できるが、村民の負担を考えできるだけ料金を抑えること、住民への周知徹底などを要請した。一方で、資源ごみとして分別する村民の意識改革も必要などの意見もあった。

六月九日（定例会期中）

●さかえ小中学校完成前現場確認について

義務教育学校完成前の現場視察実施について協議した。

七月十七日

●令和八年度行政視察の実施について

公共施設の管理（跡地利用など）に係る先進事例候補地について協議

を行った。

●長野県特別豪雪地帯指定市町村議会協議会合同要望内容について

本年度の要望事項について協議。これまでの路線拡張整備（鳥甲線、長瀬横倉停車場線、平滝無散水融雪整備など）に加え、冬期間の除雪時間延長を要望することとした。

七月二十七日

●さかえ小中学校完成前の施設確認を実施

教育委員会職員、請負事業者、設計者より案内・説明をいただき、改修後の施設を見学。施設の利用方法や学習方法などについて確認し、主に防災・避難上の懸念事項等について質問を行った。



さかえ小中学校２階～３階エントランス前

八月三日

●議会行政視察先について

福島県南会津町へ「４町村合併後の公共施設管理計画の進め方」について、及び同県只見町へ「ユネスコエコパーク認定後の地域資源の活用方法」について視察を行うこととした。他、柏崎刈羽原子力発電所への施設見学についても今後検討することとした。

八月十七日

●雄川閣敷地契約について

村からの説明内容

契約方法の整理と方針

・雄川閣の活用については、土地を「使用貸借契約（無償・原則五年・更新可能）」、残存建物と設備を「贈与契約（無償・事業継続五年以上の条件付き）」とする二本の契約に分けて契約を行うことが提案される。土地は村が所有権を保持し、トラブル防止や柔軟な対応（原状回復の免除など）を図る。

スケジュールと今後の対応

・土地の使用貸借契約は九月議会に上程し、議決後に締結する。

・建物の贈与契約は、現状の登記の整理や一部解体工事を経て確定した後に進めるため、十二月議会への上程を予定している。

・建物の残存部分や解体範囲については事業者と協議の上、業者選定済みであり、冬前の完了を目指す。

住民への周知・説明について

・議会の議決や契約締結の事実は広報等で発表するが、具体的な営業開始時期などは事業主が決めるため村として明言は難しい。住民への説明や周知のあり方については、地元からの具体的な要望がない点に触れつつ、村としてどのように対応するか今後検討する。

議員側からの提案

契約内容や権利関係の確認

・貸与される駐車場の範囲や、河川・源泉、温泉配管の管理区分について詳細を確認し、トラブルが生じないよう明確にすべきである。

・契約の更新条件（自動更新の仕組み）や、返還時の現状回復義務のあり方について、将来の放置建物のリスク等を念頭に置き、あやふやにせず厳格に規定すべきだと指摘した。

スケジュールと営業開始時の懸念

・これまでに何度も議論が遅れてきた経緯を踏まえ、事業者が実際にいつから業務・営業を開始できる予定なのか、おおよその見通しを求めた。

住民に対する説明責任と周知の徹底

・当初の無償譲渡方針から見直しや遅れが生じた経緯があるため、村民からの「雄川閣はどうなったのか」という問いに対し、解体業者の決定や今後のスケジュールなどを丁寧に村民へ示し、信頼や期待の醸成を図るべきであると強く求めた。

・行政側が主体となって住民への説明機会を設けるべきであり、広報や住民説明会などの対応を検討するよう要望した。

九月二日（定例会中）

●住民懇談会の実施検討

四月に協議した「あり方検討会」の内容を引き続き協議。もう一度これまでの議論を整理し、次回以降に計画を協議することとした。

他、行政視察の実施方法や日程の確認を行った。